

箕面市飲用井戸等及び小規模貯水槽水道衛生管理運営指導要

綱

制定 平成二十五年三月二十八日訓令第 二十号

改正 平成二十六年四月 九日訓令第二十七号

(趣旨)

第一条 この要綱は、飲用井戸等及び小規模貯水槽水道の衛生を確保するため、箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号。以下「給水条例」という。）第十九条の二及び第十九条の三に定める場合を除き、当該施設の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）並びに利用者に対する適正な管理に関する指導、啓発等及び水質汚染時の措置について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第二条 この要綱に基づく指導、啓発等は、公害防止対策に関する事務を分掌する課等（以下「担当課」という。）が行うものとする。

2 担当課は、必要に応じ、箕面市上下水道局（以下「水道事業者」という。）に助言を求めるものとする。

(対象施設)

第三条 この要綱において対象とする施設は、飲用井戸等（飲用水を供給する井戸等の給水施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）及び大阪府特設水道条例（昭和三十三年大阪府条例第三十号）の適用を受ける施設を除く。）であって、地下水、表流水及び湧水を水源とするものをいう。以下同じ。）及び小規模貯水槽水道（水道法第十四条第二項第五号に規定する貯水槽水道であって、同法第三条第六項に規定する専用水道、同条第七項に規定する簡易専用水道及び建築物における衛生的環

境の確保に関する法律の適用を受ける施設に該当しないものをいう。以下同じ。)とする。

(管理及び検査の基準)

第四条 設置者等が行う飲用井戸等の管理の基準は、次のとおりとする。

一 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないように適切な措置を講じること。

二 飲用井戸等の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、弁類、管類、井戸の蓋、水槽等をいう。)及び飲用井戸等の周辺の点検を定期的に行い、清潔の保持に努めること。

三 飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染を防止するため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

2 設置者等が行う飲用井戸等及び小規模貯水槽水道の検査の基準は、次のとおりとする。

一 飲用井戸等の検査の基準

イ 飲用井戸等の使用を開始する前に、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の中欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)について検査を行い、同表の下欄に掲げる基準に適合することを確認すること。ただし、水質基準項目のうち塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromoクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromoジクロロメタン、ブromoホルム及びホルムアルデヒドについては当該飲用井戸等の周辺の地下水等からこれらの物質が検出されていない場合及び飲用井戸等から給水される水の消毒を行っていない場合並びに水質基準項目のうち(四S・四a S・八a R)―オクタヒドロ―四・八a―ジメチルナフタレン―四a(二H)―オール(別名ジェ

オスミン)及び一・二・七・七―テトラメチルピシクロ「二・二・一」ヘプタン―二―オール(別名二―メチルイソボルネオール)については湖沼等の停滞水源を水源としない場合は、当該水質基準項目の検査を省略できるものとする。

ロ 飲用井戸等に関し、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、水素イオン濃度、味、臭気、色度、濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤その他水質基準項目のうち飲用井戸等の周辺の水質検査の結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査を一年以内ごとに一回行うこと。

二 飲用井戸等及び小規模貯水槽水道の検査の基準

イ 飲用井戸等又は小規模貯水槽水道から給水される水に異常を認められた場合は、水質基準項目のうち必要なものについて水質検査を行うこと。

3 設置者等は、前項の検査を次の者に依頼して行うものとする。

一 保健所

二 水道法第二十条第三項ただし書の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者

三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定により建築物における飲料水の水質検査を行う事業に係る都道府県知事の登録を受けた者

4 設置者等は、清掃等の管理、水質検査等を行ったときは、その管理の記録及び結果を三年間保存するものとする。

(汚染が判明した場合の措置)

第五条 飲用井戸等又は小規模貯水槽水道の汚染が判明した場合に設置者等が講じる措置は、次のとおりとする。

一 その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を周知するとともに、担当課に連絡し、指導を受けること。

二 水質検査の結果、水質基準（水道法第四条に規定する水質基準をいう。以下同じ。）を超える汚染が判明した場合又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤その他有害物質が水質基準以下であつても検出された場合は、担当課に連絡し、指導を受けること。

三 汚染の原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。
（水道事業者からの情報提供）

第六条 水道事業者が給水条例第十九条の二の規定により小規模貯水槽水道の設置者等に対して指導、助言及び勧告を行った場合は、担当課は、必要に応じて水道事業者に情報提供を求めるものとする。

（指導、啓発等）

第七条 担当課は、第四条第一項の管理基準に従い、設置者等及び利用者に対し、次の各号の定めるところにより適正な管理についての指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るものとする。

一 担当課は、地域組織団体等と連携を図り、飲用井戸等の設置場所、設置数、利用状況等の把握に努めるとともに、これらについての記録を保存するものとする。

二 担当課は、設置者等の協力を得て、飲用井戸等に係る水質の状況の把握に努めるものとする。

三 担当課は、設置者等から第五条第一号及び第二号の規定による連絡を受けた場合又は小規模貯水槽水道の汚染を発見した場合は、現地調

査等を行い、設置者等が実施する汚染の原因の調査及び原因の除去に
対し指導、助言及び勧告を行う。この場合において、担当課は、水道
事業者との緊密な連携を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。